

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（平成25年6月12日京都市条例第5号）（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）

動物の愛護及び管理に関する法律及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成25年9月1日から施行することとしました。

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年6月12日

京都市長 門川 大作

京都市条例第5号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表動物の愛護及び管理に関する法律の項中「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に、「第35条第2項」を「第35条第3項」に改め、同表動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の項中「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に改める。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)